

## 1 禁止地域等

美しい街並みなど、特に良好な景観形成への配慮や風致の維持が必要な地域や場所、あるいは都市公園や学校など屋外広告物を出すことが好ましくない所などを禁止地域等としています。

禁止地域等では一般広告物を出せません。川越市では、次の地域、場所を禁止地域等として指定しています。(令和3年7月現在)

詳しくは、都市景観課までご確認ください。

- ① 文化財保護法により指定された建造物とその周囲100m以内の地域や史跡、名勝、天然記念物として指定等された地域（喜多院、東照宮、日枝神社、大沢家住宅、河越館跡、旧山崎家別邸）
- ② 都市公園法に基づく都市公園
- ③ 関越自動車道及び首都圏中央連絡自動車道（一般国道468号）、東日本旅客鉄道、東武鉄道及び西武鉄道の市内全区間
- ④ 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、生産緑地地区、伝統的建造物群保存地区
- ⑤ 市民農園整備促進法に基づく市民農園（川越市ふれあい農園）
- ⑥ 埼玉県文化財保護条例により指定された建造物とその周囲100m以内の地域や史跡、名勝、天然記念物として指定等された地域（氷川神社社殿、古尾谷八幡神社社殿、川越城跡他）
- ⑦ 関越自動車道及び首都圏中央連絡自動車道（一般国道468号）の路端から両側500m以内の区域（路面高以下の空間を除く）
- ⑧ 河川、湖沼の区域
- ⑨ 駅前交通広場（川越駅東口、川越駅西口、鶴ヶ島駅西口、新河岸駅東口、新河岸駅西口）
- ⑩ 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、体育館、火葬場、公衆便所の建造物とその敷地
- ⑪ 延床面積200㎡以上の博物館、美術館、病院の建造物とその敷地
- ⑫ 古墳及び墓地
- ⑬ 社寺、教会の建造物とその敷地

## 2 禁止地域等以外

禁止地域等を除く市内全域です。